

事業と雇用維持に十分な補償 医療・検査の強化と医療支援を



鈴木ゆうじ アオヤギ有希子 石井ひろかず 望月 翔平

コロナ病床・療養施設の確保を

新年早々、2度目の緊急事態宣言が発出されました。医師会などが何度も医療崩壊の危機を訴えてきたにもかかわらず、政権与党は「Go To」キャンペーンや会食を続け、検査を抑制したことなどで、感染が急拡大しています。本市では17日現在、57名が入院、宿泊療養中の方が55名、自宅療養の方が318名となっています。都内で、数千人が適切な医療を受けられずに自宅で待機している現状は医療崩壊そのものであり、一刻も早く改善しなければなりません。医療機関や医療従事者への支援を抜本的に強化し、コロナ病床と

市の責任で社会的検査拡充を

昨年の第4回定例会市議会で、党市議団は、東京都が施設での検査を広げるために行う区市町村との共同事業に八王子市が申し込まなかったことに対して、施設等での社会的検査の必要性を強く求めました。これに対し市は、「医療現場を圧迫する」など消極的な姿勢を示しました。

昨年12月29日に、党市議団は市内の高齢者・障害者施設等(639)事業者に、国

軽度者用の宿泊施設を増やすべきです。八王子市では、秋まで京王八王子駅前のホテルを宿泊療養施設として借り上げていましたが、また緊急にこうした対応を行うよう、共産党市議団として市に求めています。

コロナ禍の下、お困りのことなど共産党市議団にお寄せ下さい。またお体には十分に気を付けてください。

2月24日から第1回定例会市議会が開会します。新型コロナウイルス感染防止対策など寄せられた願い実現へ全力で頑張ります。

の緊急包括支援交付金にPCR検査費用が追加されたこと、また検査会社等も含めて東京都に相談ができることをお知らせした手紙を送付しました。



市内の通所介護施設からは、施設独自に無症状の方を対象とした社会的検査を実施していることを紹介し、さらに市議会に対して、行政による迅速なPCR検査を求める陳情書が提出されました。12日、アオヤギ有希子市議が同施設に連絡をとり、現場の状況と要望を伺いました。

党市議団は、市の責任で福祉施設でのPCR検査を実施し、宿泊療養施設の整備など新たな補正予算の編成を求める緊急の要望書を提出します。



●通所施設長から現場の状況を聞き取るアオヤギ有希子市議

市内の感染状況

- 累計感染者 1839名(1/17時点)
死亡 22名
- 介護・高齢者施設(8月~1/12)
感染施設数 30施設
感染者 職員45人 利用者59人
- 保育園、幼稚園(1/11時点)
14園で感染
- 学童 職員感染なし
- 学校(1/12時点)
児童17人 生徒23人
小学校15校 中学校14校



ご意見・ご要望をお寄せください

国民の世論と運動に押され

2/15
まで延長

持続化給付金、家賃支援 申請期限を延長!!

● 持続化給付金 (インターネットから申請)

・法人 200万円(上限) 個人100万円(上限)

・2020年1月以降、新型コロナの影響で前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること

● 家賃支援給付金 (インターネットから申請)

・法人 800万円(上限) 個人300万円(上限)

・2020年5月から12月までの期間の事業収入が、新型コロナの影響で①1ヶ月の売上が前年の同じ月の50%以下 ②連続する3カ月の売上の合計が前年の同じ期間の30%以下であること

パート、アルバイト、学生でも直接申請できます

2/28
まで延長

雇用調整助成金の申請を延長

新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金を6月30日まで引き続き受給することができます。

● 支給対象となる事業主 (以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

● 助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方も助成対象となります。

- お問い合わせ 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
ハローワーク助成金事務センター 03-5909-3122
ハローワーク八王子 042-648-8609(31#)

施設の開館状況

国の「緊急事態宣言」の発出および都の「緊急事態措置」の発表に伴い、20時以降の不要不急の外出自粛の徹底を図るため、市の一部施設の開館時間等を変更しています。

会議室・集会所など	期間・内容	問合せ先
市民センター	緊急事態宣言の解除まで20時にかかる区分の施設利用を制限	コミュニティ振興課 686-0611
長房ふれあい館	緊急事態宣言の解除まで20時にかかる区分の施設利用を制限	社会福祉協議会 620-7338
市民活動支援センター	緊急事態宣言の解除まで会議室および中心市街地活性化スペースの19時から21時までの区分の利用を制限	市民活動支援センター 646-1577
市民集会所	開館時間を短縮 9時～17時	市民生活課 620-7231

スポーツ施設・公園	期間・内容	問合せ先
富士森体育館 	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止 個人利用:19:00までの利用 (バスケットボール・バレーボール・和弓(木)・アーチェリー(水)・フィットネス(木)中止)	スポーツ施設管理課 625-2305
甲の原体育館	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止 個人利用:19:00までの利用	甲の原体育館 627-3300
エスフォルタアリーナ	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止 個人利用:19:00までの利用	エスフォルタアリーナ 662-4880
戸吹スポーツ公園	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止 個人利用:19:00までの利用	戸吹スポーツ公園 622-6720
富士森公園陸上競技場	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止 個人利用(地域開放を含):19:00までの利用	スポーツ施設管理課 625-2305
屋外運動施設	緊急事態宣言解除後状況に応じて再開日を決定 貸切:夜間区分を中止	スポーツ施設管理課 625-2305
東浅川交通公園 清川交通遊園	1月8日から緊急事態宣言の解除まで 乗り物の貸出中止・持込利用のみ可 (開園時間は通常通り)	東浅川交通公園661-1085 清川交通遊園625-8744